

農地関係工事の運搬費及び準備費の設計変更要領

(趣旨)

第1条 建設機械等を複数個所に運搬する費用や除根・除草等の費用が嵩み、積算額と実際の費用に乖離が生じることが想定される工事においては、契約締結後、必要となる割増し経費について、設計変更により対応することができることとする。

(設計変更の対象経費)

第2条 設計変更の対象経費については、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について（平成13年3月22日付け12農振第1680号農村振興局長通知）」（以下「算定基準」という。）における下記の経費（以下「実績変更対象経費」という。）とする。

- (1) 算定基準別表1「運搬費の共通仮設費率の対象項目の1(1)、(3)、(4)、(5)」の『建設機械の運搬費』
- (2) 算定基準別表1「準備費の共通仮設費率の対象項目の3(1)及び(2)」のうち『伐開・除根・除草費』

(実施方法)

第3条 実施方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 発注者は、本要領の適用について、特別仕様書に明示するものとする。
- (2) 受注者は、別表の共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合を参考にして、積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、実績変更対象経費にかかる費用について、設計変更の協議ができるものとする。
- (3) 発注者は、特別仕様書に明示されていない工事において、受注者から当該費用に係る設計変更の協議があった場合についても、協議に応じるものとする。
- (4) 受注者は、最終変更時点において、実績変更対象経費に関する内訳書（様式1、以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書等）を添付して監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

附則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

別表 実績変更対象経費の割合

費用	工種	ほ場整備 工事	農用地造 成工事	舗装工事	道路改良 工事	水路トン ネル工事	水路工事	排水路工 事	河川工事	管水路工 事
共通仮設費 (運搬費(建設機械の運搬に要する費用))		19.55 %	12.05 %	18.46 %	12.43 %	11.08 %	12.61 %	10.76 %	12.05 %	12.03 %
共通仮設費 (準備費(伐開・除根・除草に要する費用))		2.39 %	4.94 %	0.35 %	1.41 %	1.07 %	1.46 %	0.39 %	3.42 %	1.22 %

費用	工種	管更生工 事	畑かん施 設工事	海岸工事	コンクリート補 修工事	ため池工 事	その他土 木工事(1)	その他土 木工事(2)	フィルダ ム工事	コンクリートダ ム工事
共通仮設費 (運搬費(建設機械の運搬に要する費用))		11.68 %	11.05 %	16.73 %	8.84 %	12.86 %	14.54 %	20.67 %	0.17 %	0.45 %
共通仮設費 (準備費(伐開・除根・除草に要する費用))		0.29 %	0.56 %	1.73 %	0.67 %	3.02 %	0.77 %	2.62 %		

(様式1)

実績変更対象経費に関する内訳書

費目		費用	内容	計上額
共通仮設費	運搬費	建設機械の運搬費	建設機械の運搬等に要する費用	
	準備費	伐開・除根・除草費	準備作業に伴う伐開、除根、除草作業に要する費用	
合計				